

令和元年度 「醤油ミュージアム（仮称）」 仮想体験ツール制作業務委託 仕様書

1. 業務の目的・概要

本町では、日本遺産認定を受け、重要伝統的建造物群保存地区内にある旧栖原家を改修し醤油ミュージアム（仮称）としての利活用を予定している。本業務は醤油ミュージアム（仮称）内にて来館者が醤油醸造家の営みや醤油づくりを仮想体験を通じて深く理解することを目的とする。

2. 業務の内容

① 仮想体験ツールの手法検討

- ・VR や AR など様々なツールがある中で、最適な仮想体験ツールを検討すること
- ・醤油ミュージアム（仮称）における使用を前提に検討すること

② 仮想体験ツールの制作

- ・醤油ミュージアムの構造を活用し、栖原家が醤油醸造を行っていた頃の体験等ができるツールを製作すること
- ・仮想体験ツールは醤油醸造の過程を学習させるためのコンテンツとし、利用者・運営者が共に簡便に扱えるツールとすること
- ・制作にあたっては、別紙の資料を参考とすること。

3. 事業の実施期間

契約締結の日から令和2年3月25日（水）まで

4. 業務の進め方

- ① 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- ② 業務の実施にあたっては、逐次、本協議会と協議を行い、本協議会監督員の指示により業務を進め、業務の結果については速やかに報告を行うこと。
- ③ 受託者は、本協議会監督員と打合せを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。
- ④ 旧栖原家は現在改修工事中であるので、現地における調整等の際は、湯浅町の担当者の指示に従うこと。

5. 留意事項

- ① 業務上受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- ② 本仕様書に疑義がある場合は本協議会監督員の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、本協議会監督員と受託者が協議のうえ決定する。

6. 業務完了後の提出資料

- ① 完了通知書
- ② 納品書
- ③ 請求書
- ④ その他本協議会監督員が必要と認める書類

7. 予算額

8, 074, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※前払金は支払わない。

8. その他

- ・受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本協議会の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。